

# 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第2条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同額の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
  - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（京都府旅館業法施行条例第5条）
  - (8) 宿泊しようとする者が、暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）であるとき。
  - (9) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるとき、もしくは、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - (10) 宿泊しようとする者が、当施設又はその従業員に対し暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又はその一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違反金支払い義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき  
又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、泥酔者で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(京都府旅館業法施行条例第5条)
- (6) 当施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- (7) 宿泊客が暴力団等反社会勢力であるとき。
- (8) 宿泊客が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき、もしくは、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (9) 宿泊客が当施設又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、  
又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は  
は  
いただきません。

(宿泊者の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

- 第9条 1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、当施設が認めた場合を除き、第1項記載の時間外のご利用は一切できません。
3. 連泊(2日以上連続して宿泊)する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ますが、午前10時から午後3時までは客室清掃時間となりますので客室担当者が入室いたします。

(利用規則の遵守)

(料金の支払い)

- 第11条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設責任)

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第13条 1. 当施設で、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。  
ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(委託物の取り扱い)

- 第14条 1. 当施設では委託物の取り扱いは行っておりません。
2. 宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品に関しては、当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の障害が生じても責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第15条 1. 宿泊者手荷物等の、宿泊に先立っての受け取り、保管はできません。  
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

(駐車場の責任)

第16条 当施設には宿泊者用の駐車場はありません。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(支配する言語)

第18条 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

(管轄及び準拠法)

第19条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の管理運営会社本店の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金の算定方法 (第2条第1項、第3条第2項及び第11条第1項関係)

		内 訳	税 金
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿 泊 料 金	① 基本宿泊料 (室料又は室料+食事代)  ② サービス料 (①×10%)  ③ 消費税	④ 消費税等 (①+②)×8%

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

- (注) 1. %は基本宿泊料金に対する違約金の比率です。  
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

契約解除の通知 を受けた日	不 泊	当 日	前 日	2~7 日前	8~21 日前
	キャンセル料	100%	100%	100%	50%